

平成 27 年 4 月 17 日

第 2 回廿日市市議会議案
(第 1 回臨時会)

廿 日 市

第2回廿日市市議会議案目次

報告第 3 号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第 4 号	専決処分につき承認を求めることについて	11
報告第 5 号	専決処分につき承認を求めることについて	15
報告第 6 号	専決処分事項の報告について	19

報告第3号

専決処分につき承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の
承認を求める。

平成27年4月17日提出

廿日市市長 真野勝弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市税条例等の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成27年3月31日

廿日市市税条例等の一部を改正する条例

(廿日市市税条例の一部改正)

第1条 廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項の表第1号才中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3第1項の規定により当該申告

書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、第34条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(次項において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この項において「申告特例の求め」という。)を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第34条の7第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(同条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項及び第5項(これらの規定を法附則第7条の3第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における法第17条の5第3項の規定の適用については、同項中「3年」とあるのは、「5年」とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し及び同条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項各号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(廿日市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 廿日市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中廿日市市税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項各号」を「附則第30条第5項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項各号」を「附則第30条第4項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項各号」を「附則第30条第3項各号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（二輪のもの（側車付のものを含む。）に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第5号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（二輪のもの（側車付のものを含む。）に係る部分に限る。）」、

同号イ及び同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号ア（二輪のもの（側車付のものを含む。）に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号ア（二輪のもの（側車付のものを含む。）に係る部分に限る。）及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中廿日市市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第5号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する新条例第34条の7第1項第1号に掲げる寄附金について適用する。

2 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税

については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、固定資産税等に係る改正規定が平成27年4月1日から施行されたことなどに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第4号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成27年4月17日提出

廿日市市長 真野勝弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成27年3月31日

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

廿日市市都市計画税条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第6項までの規定中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項若しくは第30項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項若しくは第32項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附則第12項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の廿日市市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第5号

専決処分につき承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の
承認を求める。

平成27年4月17日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成27年3月31日

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第19条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第6号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成27年4月17日

廿日市市長 真野勝弘

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 87,095円

2 専決処分年月日 平成27年3月26日

(参考事項)

平成26年10月16日市職員の行為によって発生した交通事故に伴う
損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

